課税の繰延べと優遇措置の適用

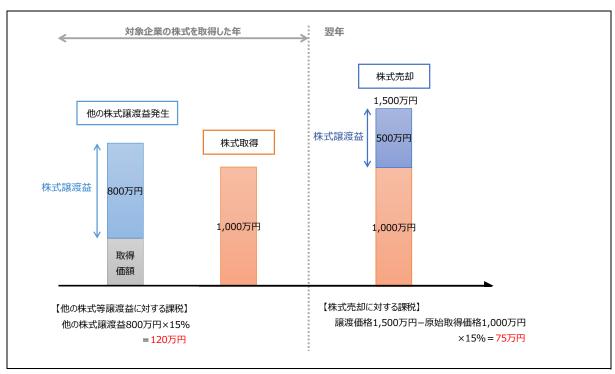
目次

- 1. 課税の繰延べと優遇措置Bの適用(増税も減税もない場合)
- 2. 課税の繰延べと優遇措置Aの適用(減税になる場合)
- 3. 課税の繰延べと優遇措置Aの適用(増税になる場合)
- 1. 課税の繰延べと優遇措置Bの適用(増税も減税もない場合)

【具体例】

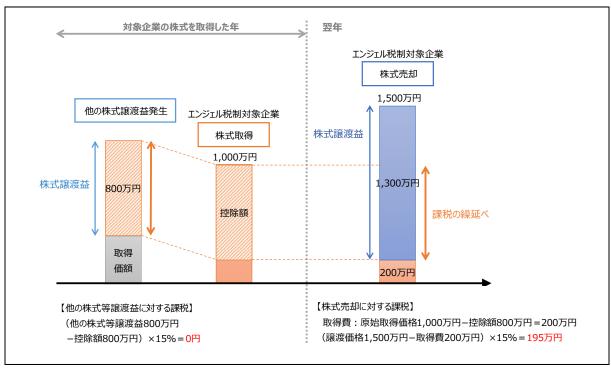
- 対象企業の発行株式を株主が 1,000 万円で取得
- 株主に他の株式等譲渡益が 800 万円発生
- 翌年に当該株式を株主が 1,500 万円で売却
- 株式売却時の申告分離課税の所得税率は 15%

<ケース1>優遇措置Bの適用を受けていない場合



株式取得時の優遇措置Bを受けていない場合には、株式取得時に120万円、株式売 却時に75万円、合計195万円が課税されます。

<ケース2>優遇措置Bの適用を受ける場合



株式取得時の優遇措置Bを受ける場合には、株式取得時には課税されず、株式売却時に195万円が課税されます。これは120万円の税金の支払いを株式取得時から株式売却時に繰延べたという「課税の繰延べ」が行われただけで、実際の減税効果はありません。

株式を売却しない場合や売却しても損失が出る場合は、課税の繰延べは生じず減税効果がありますが、売却益が出る場合には課税の繰延べとなるだけで減税効果はありません。また、株式取得時の譲渡益と株式売却時の譲渡益は、どちらも申告分離課税の所得税率 15%が適用されるため、優遇措置 Bを適用する場合は、最終的に 15%の所得税を株式売却時に支払うことになります。つまり、増税も減税もないことになります。

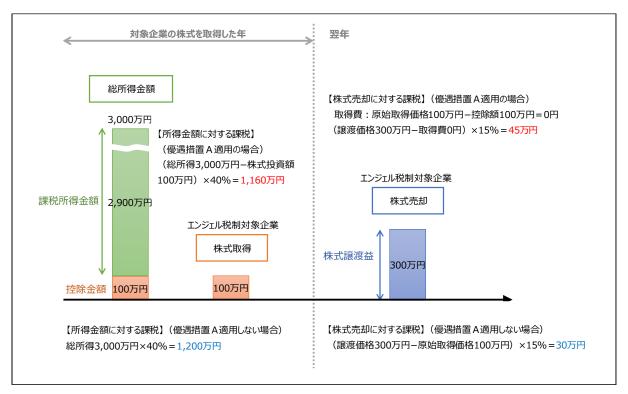
2. 課税の繰延べと優遇措置Aの適用(減税になる場合)

【具体例】

- 対象企業の発行株式を株主が 100 万円で取得
- 翌年に当該株式を株主が 300 万円で売却
- 株式取得時の株主の総所得は 3.000 万円
- 株式取得時の株主の所得税率は 40% (基礎控除などは省略しています。)
- 株式売却時の申告分離課税の所得税率は15%

※なお、寄付金控除の際の 2,000 円は軽微なのでここでは計算上ゼロとして扱います。

<ケース3>優遇措置Aの適用を受ける場合(減税になる場合)



株式取得時の優遇措置Aの適用を受けると、課税所得金額が減少します。例えば、総所得が 3,000 万円で所得税率が 40%の場合、優遇措置Aを受けると納める所得税額は 1,160 万円となります。この場合の減税額は 40 万円です。

しかし、株式を売却すると問題が生じます。優遇措置Aを受けていない場合、株式売却時の所得税額は30万円となります。一方、優遇措置Aを受けていた場合、所得税額は45万円となります。つまり、優遇措置Aを受けていると、所得税額が15万円増加します。

この増加分は、株式取得時の減税額のうち、所得税率 15%の部分が株式売却時に納付されることを意味します。つまり、申告分離課税の所得税率 15%の部分については、納付を繰り延べただけで、減税や増税にはなりません。

ただし、株式取得時に減税額を計算する際には所得税率 40%を使用し、株式売却時には所得税率 15%を使用したため、所得税率の差により、最終的に 25 万円の減税が生じます。

結論として、株主の所得金額に対する税率が株式売却時の所得税率 15%を超える場合には、優遇措置Aを受けると、最終的に 15%を超える部分については減税となります。

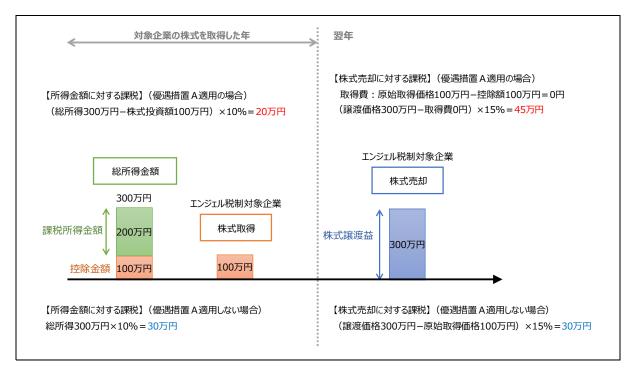
3. 課税の繰延べと優遇措置Aの適用(増税になる場合)

【具体例】

- 対象企業の発行株式を株主が 100 万円で取得
- 翌年に当該株式を株主が300万円で売却
- 株式取得時の株主の総所得は 300 万円
- 株式取得時の株主の所得税率は 10% (基礎控除などは省略しています。)
- 株式売却時の申告分離課税の所得税率は 15%

※なお、寄付金控除の際の2,000円は軽微なのでここでは計算上ゼロとして扱います。

<ケース4>優遇措置Aの適用を受ける場合(増税になる場合)



株式取得時の優遇措置Aの適用を受けると、所得税が10万円減少します。しかし、株式を売却する際には申告分離課税の所得税率15%が適用され、最終的には納める所得税額が5万円増加します。つまり、優遇措置Aの適用を受けると、所得金額に対する所得税率10%の税金が減少する一方で、申告分離課税の所得税率15%の税金が増加するため、最終的な納付所得税額は増えることになります。したがって、優遇措置Aの適用を受けると所得税が増税することになります。

結論として、株主の所得金額に対する所得税率が株式売却時の所得税率 15%を下回る場合には、最終的に15%を下回る部分については増税になります。